

議案第 8 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

印西市長 板 倉 正 直

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年
条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 0 3 条の 2 第 4 項」を「第 2 0 3 条の 2 第 5 項」に改め、「非
常勤の職員（」の次に「消防団員を除く。」を加える。

別表中学校体育施設開放運営委員の項、文化ホール運営会議委員の項、ふる
さとづくり運営会議委員の項、子ども虐待防止対策協議会委員の項及び次世代
育成支援対策地域協議会委員の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。